

自衛隊統合達第7号

防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第54条の規定に基づき、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續に関する達を次のように定める。

平成20年3月25日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

平成27年10月1日 自衛隊統合達第17号  
令和元年6月26日 自衛隊統合達第5号  
令和4年3月16日 自衛隊統合達第2号  
令和4年4月1日 自衛隊統合達第15号

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供手續に関する達

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 開示

第1節 保有個人情報の特定等（第7条－第12条）

第2節 開示・不開示意見の上申等（第13条－第17条）

第3節 開示の準備（第18条）

第3章 訂正

第1節 保有個人情報の特定等（第19条－第24条）

第2節 訂正・不訂正意見の上申等（第25条－第28条）

第3節 訂正の実施（第29条）

第4章 利用停止

第1節 保有個人情報の特定等（第30条－第33条）

第2節 利用停止・利用不停止意見の上申等（第34条－第37条）

第3節 利用停止の実施（第38条）

第4章の2 行政機関等匿名加工情報の提供（第38条の2－38条の5）

第5章 雑則（第39条・第40条）

附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この達は、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の手續等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。
- (2) 訓令 防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）をいう。
- (3) 行政文書の管理に関する達 統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における行政文書の管理に関する達（平成29年自衛隊統合達第10号）をいう。
- (4) 開示担当課室 所掌事務に応じて開示決定等事務を行う防衛省内部部局における課、室又はこれらに準ずるものをいう。
- (5) 訂正担当課室 所掌事務に応じて訂正決定等事務を行う防衛省内部部局における課、室又はこれらに準ずるものをいう。
- (6) 利用停止担当課室 所掌事務に応じて利用停止決定等事務を行う防衛省内部部局における課、室又はこれらに準ずるものをいう。
- (7) 提供担当課室 所掌事務に応じて行政機関等匿名加工情報の提供に係る事務を行う防衛省内部部局における課、室又はこれらに準ずるものをいう。
- (8) 部署 統合幕僚監部においては課並びに、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官をいい、統合幕僚学校においては総務課をいい、自衛隊サイバー防衛隊においては、隊本部第1科をいう。
- (9) 機関等個人情報保護責任者 訓令第5条第2項に規定する統合幕僚長をいう。

### (個人情報保護担当課及び個人情報保護担当課長)

第3条 機関等個人情報保護責任者が実施する事務の総合調整は、統合幕僚監部総務部総務課（以下「個人情報保護担当課」という。）が行うものとする。

2 前項に規定する事務に責任を有する者を統合幕僚監部総務部総務課長（以下「個人情報保護担当課長」という。）とする。

### (開示、訂正、利用停止及び提供担当者)

第4条 機関等個人情報保護責任者が実施する統合幕僚監部に係る保有個人情報に関する事務の補佐は、開示決定等に関係を有する部署の長（以下「開示担当者」という。）、訂正決定等に関係を有する部署の長（以下「訂正担当者」という。）及び利用停止決定等に関係を有する部署の長（以下「利用停止担当者」という。）並びに行政機関等匿名加工情報の提供に係る事務に関係を有する部署の長（以下「提供担当者」という。）が行うものとする。

### (関係部署との協力)

第5条 個人情報保護担当課は、統合幕僚監部、統合幕僚学校及び自衛隊サイバー防衛隊の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供手続を円滑に進めるため、関係部署並びに訓令第4条第4項に規定する防衛省個人情報保護室、開示、訂正、利用停止及び提供担当課室、陸上、海上及び航空の各幕僚監部情報公開・個人情報保護室と相互に協力し、適切に事務を遂行するものとする。

(情報提供への協力)

第6条 個人情報保護担当課並びに開示、訂正、利用停止及び提供担当者は、防衛省個人情報保護室及び訓令第4条第6項に規定する地方防衛局等個人情報保護室が開示、訂正及び利用停止請求者に対し実施する保有個人情報の特定に必要な情報の提供並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する必要な情報の提供に協力するものとする。

## 第2章 開示

### 第1節 保有個人情報の特定等

(開示請求書の補正)

第7条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室から受領した開示請求書の写しについて、法第77条第3項に規定する事項についての不備、その他形式上の不備がある場合には、関係部署と所要の調整を実施した上で、防衛省個人情報保護室に補正依頼を実施するものとする。

(保有個人情報の特定)

第8条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室から開示請求書の写しを受領した場合、当該開示請求に合致する保有個人情報を管理する部署を選定し、別紙様式第1により、当該保有個人情報の特定を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた部署は、当該保有個人情報を管理していた場合は、別紙様式第2により、既に廃棄されている等で存在しない場合は、別紙様式第3により、開示請求があった日から起算して2週間以内に個人情報保護担当課長に通知するものとする。

3 個人情報保護担当課は、前項の通知を受けた場合、防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。

(事務指定)

第9条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室から開示決定等に関する事務指定を受けた場合には、別紙様式第4により、当該保有個人情報を特定した部署の長を開示担当者として指定するものとする。

2 開示担当者は、特定した開示請求に係る保有個人情報について、訓令第5条第2項に規定する他の機関等に事務の指定を変更すべき必要を認めた場合は、個人情報保護担当課にその旨を通報するものとし、当該通報を受けた個人情報保護担当課は、事務指定の変更について防衛省個人情報保護室と調整するものとする。

(保有個人情報特定後の事務)

第10条 開示担当者は、特定した保有個人情報の複製2部を作成し、個人情報保護担当課及び開示担当課室に複製を提出するものとする。

2 開示担当者は、特定した保有個人情報に秘密区分を指定された行政文書（以下「秘密文書」という。）である場合には、個人情報保護担当課に通知するとともに、開示担当課室と協議の上、特定した保有個人情報の複製1部を作成し、開示担当課室に提出するものとする。

3 前項の複製については、その作成が容易でなく、官房各局及び機関等のいずれの業務にも支障を生じさせずに提出することが可能な場合には、正本で代えることができる。

4 開示担当者は、前項までに規定する複製又は正本の提出が困難な場合は、個人情報保護担当課にその旨連絡するものとし、当該連絡を受けた個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室と所要の調整を行うものとする。

（移送）

第11条 開示担当者は、特定した開示請求に係る保有個人情報が、訓令第17条第1項に規定する移送を必要とする場合、個人情報保護担当課を通じて開示担当課室に対し移送の協議を求めるものとする。

（移送の受付）

第12条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室を通じて移送の協議がなされた場合には、別紙様式第5により該当する部署に対し移送の協議受けについて、速やかに通知するものとする。

2 前項の通知後は、開示請求を受けた事案に関する規定に準じて取り扱うものとする。

#### 第2節 開示・不開示意見の上申等

（第三者意見聴取）

第13条 開示担当者は、法第86条の規定に照らし、第三者に対して意見提出の機会を与えることが必要であると判断した場合は、開示担当課室と協議の上、別紙様式第6により速やかに個人情報保護担当課長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた個人情報保護担当課は、その内容を開示担当課室に通知するものとする。

（開示・不開示判断）

第14条 第9条の規定に基づき事務を指定された開示担当者は、特定した保有個人情報について全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨を決定するに当たっては、個人情報保護担当課及び開示担当課室並びに必要に応じて陸上、海上及び航空の各幕僚監部情報公開・個人情報保護室と調整した上で、別紙様式第7に不開示情報が記録されている部分に明認を施した開示請求に係る保有個人情報の写し（秘密文書の場合は不開示部分を区分して除いた保有個人情報の写し、全部開示の場合は開示請求に係る保有個人情報の写し）2部を付して、個人情報保護担当課長に送付するものとする。

2 前項において、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにすると不開示情報を開示することとなる場合には、当該保有個人情報の写しを付すことを要しない。

3 前項までの規定において、当該事案に係る部署の同意を得る場合は、行政文書の管理に関する達第22条の規定により、同時合議を実施するものとする。

(開示・不開示意見の上申)

第15条 訓令第20条第1項に規定する防衛大臣に対する上申事務は、前条において送付された開示担当者の開示・不開示意見に基づき、個人情報保護担当課が実施するものとする。

2 前項の上申は、訓令第24条第1項に規定する場合には別紙様式第8により、訓令第24条第2項に規定する場合には別紙様式第9により送付された保有個人情報の写しを付して上申するものとする(前条第1項ただし書きにある場合を除く。)

3 開示・不開示意見の上申は、開示請求に係る保有個人情報特定後2週間以内を標準として実施するものとする。

(開示決定等期限の延長等)

第16条 開示担当者は、法第83条及び第84条の規定の適用が必要と判断する場合には、開示担当課室と協議の上、個人情報保護担当課に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた個人情報保護担当課は、前項の協議結果を防衛省個人情報保護室に連絡し、必要な調整を行うものとする。

(開示情報の記録作成)

第17条 個人情報保護担当課は、開示請求に係る事案に関する記録等を作成し、防衛省個人情報保護室に提出するとともに、適切に保存するものとする。

### 第3節 開示の準備

(開示の準備)

第18条 個人情報保護担当課は、訓令第26条に規定する保有個人情報の開示の実施に係る申出書の写しを防衛省個人情報保護室から受領した場合は、開示に必要な準備を開始するものとする。

2 開示担当者は、前項に必要な協力を行うものとする。

## 第3章 訂正

### 第1節 保有個人情報の特定等

(訂正請求書の補正)

第19条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室から受領した訂正請求書の写しについて、法第91条第1項に規定する事項についての不備、その他形式上の不備がある場合には、関係部署と所要の調整を実施した上で、防衛省個人情報保護室に補正依頼を実施するものとする。

(保有個人情報の特定)

第20条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室から訂正請求書の写しを受領した場合、当該訂正請求に合致する保有個人情報を管理する部署を選定し、別紙様式第10により、当該保有個人情報の特定を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた部署は、当該保有個人情報に関係を有していた場合は、別紙様式第11により個人情報保護担当課長に通知するものとする。

3 個人情報保護担当課は、前項の通知を受けた場合、防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。

(事務指定)

第21条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室から訂正決定等に関する事務指定を受けた場合には、別紙様式第12により、当該保有個人情報を特定した部署の長を訂正担当者として指定するものとする。

2 訂正担当者は、特定した訂正請求に係る保有個人情報について、訓令第5条第2項に規定する他の機関等に事務の指定を変更すべき必要を認めた場合は、個人情報保護担当課にその旨を通報するものとし、当該通報を受けた個人情報保護担当課は、事務指定の変更について防衛省個人情報保護室と調整するものとする。

(保有個人情報特定後の事務)

第22条 訂正担当者は、特定した保有個人情報の複製2部を作成し、個人情報保護担当課及び訂正担当課室に複製を提出するものとする。

2 訂正担当者は、特定した保有個人情報が秘密文書である場合には、個人情報保護担当課に通知するとともに、訂正担当課室と協議の上、特定した保有個人情報の複製1部を作成し、訂正担当課室に提出するものとする。

3 前項の複製については、その作成が容易でなく、官房各局及び機関等のいずれの業務にも支障を生じさせずに提出することが可能な場合には、正本で代えることができる。

4 訂正担当者は、前項までに規定する複製又は正本の提出が困難な場合は、個人情報保護担当課にその旨を連絡するものとし、当該連絡を受けた個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室と所要の調整を行うものとする。

(移送)

第23条 訂正担当者は、特定した訂正請求に係る保有個人情報が、訓令第33条第1項に規定する移送を必要とする場合、個人情報保護担当課を通じて訂正担当課室に対し移送の協議を求めるものとする。

(移送の受付)

第24条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室を通じて移送の協議がなされた場合には、別紙様式第13により該当する部署に対し移送の協議受けについて、速やかに通知するものとする。

2 前項の通知後は、訂正請求を受けた事案に関する規定に準じて取り扱う。

第2節 訂正・不訂正意見の上申等

(訂正・不訂正判断)

第25条 第21条の規定に基づき事務を指定された訂正担当者は、特定した保有個人情報について全部若しくは一部を訂正し、又は全部を訂正しない旨を決定するに当たっては、個人情報保護担当課及び訂正担当課室並びに必要な応じて陸上、海上及び航空の各幕僚監部情報公開・個人情報保護室と調整した上で、別紙様式第14に不開示部分に明認を施した訂正請求に係る保有個人情報の写し（秘密文書の場合は不開示部分を区分して除いた保有個人情報の写し、全部開示の場合は訂正請求に係る保有個人情報の写し）2部を付して、個人情報保護担当課長に送付するものとする。

2 前項において、当該事案に係る部署の同意を得る場合は、行政文書の管理に関する達第22条により、同時合議を実施するものとする。

（訂正・不訂正意見の上申）

第26条 訓令第35条第1項に規定する防衛大臣に対する上申事務は、前条において送付された訂正担当者の訂正・不訂正意見に基づき、個人情報保護担当課が実施するものとする。

2 前項の上申は、訓令第39条第1項に規定する場合には別紙様式第15により、訓令第39条第2項に規定する場合には別紙様式第16により送付された保有個人情報の写しを付して上申するものとする。

3 訂正・不訂正意見の上申は、訂正請求に係る保有個人情報特定後2週間以内を標準として実施するものとする。

（訂正決定等期限の延長等）

第27条 訂正担当者は、法第94条及び第95条の規定の適用が必要と判断する場合には、個人情報保護担当課に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた個人情報保護担当課は、訂正担当課室に連絡し、必要な調整を行うものとする。

（訂正情報の記録作成）

第28条 個人情報保護担当課は、訂正請求に係る事案に関する記録等を作成し、防衛省個人情報保護室に提出するとともに、適切に保存するものとする。

### 第3節 訂正の実施

（訂正の実施）

第29条 個人情報保護担当課は、訓令第35条第2項に規定する通知を防衛省個人情報保護室から受領した場合は、その写しを訂正担当者へ送付するものとする。

2 前項の送付を受けた訂正担当者は、送付内容に基づき、訂正を実施するものとする。

## 第4章 利用停止

### 第1節 保有個人情報の特定等

（利用停止請求書の補正）

第30条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室から受領した利用停止請求書の写しについて、法第99条第1項に規定する事項についての不備、その他

形式上の不備がある場合には、関係部署と所要の調整を実施した上で、防衛省個人情報保護室に補正依頼を実施するものとする。

(保有個人情報の特定)

第31条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室から利用停止請求書の写しを受領した場合、当該利用停止請求に合致する保有個人情報を管理する部署を選定し、別紙様式第17により、当該保有個人情報の特定を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた部署は、当該保有個人情報に関係を有する場合は、別紙様式第18により個人情報保護担当課長に通知するものとする。

3 個人情報保護担当課は、前項の通知を受けた場合は、防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。

(事務指定)

第32条 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室から利用停止決定等に関する事務指定を受けた場合には、別紙様式第19により、当該保有個人情報を特定した部署の長を利用停止担当者として指定するものとする。

2 利用停止担当者は、特定した利用停止請求に係る保有個人情報について、訓令第5条第2項に規定する他の機関等に事務の指定を変更すべき必要を認めた場合は、個人情報保護担当課にその旨を通報するものとし、当該通報を受けた個人情報保護担当課は、事務指定の変更について防衛省個人情報保護室と調整するものとする。

(保有個人情報特定後の事務)

第33条 利用停止担当者は、特定した保有個人情報の複製2部を作成し、個人情報担当課及び利用停止担当課室に複製を提出するものとする。

2 利用停止担当者は、特定した保有個人情報機密文書である場合には、個人情報保護担当課に通知するとともに、利用停止担当課と協議の上、特定した保有個人情報の複製1部を作成し、利用停止担当課室に提出するものとする。

3 前項の複製については、その作成が容易でなく、官房各局及び機関等のいずれの業務にも支障を生じさせずに提出することが可能な場合には、正本で代えることができる。

4 利用停止担当者は、前項までに規定する複製又は正本の提出が困難な場合は、個人情報保護担当課にその旨を連絡するものとし、当該連絡を受けた個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室と所要の調整を行うものとする。

第2節 利用停止・利用不停止意見の上申等

(利用停止・利用不停止判断)

第34条 第32条の規定に基づき事務を指定された利用停止担当者は、特定した保有個人情報について全部若しくは一部を利用停止し、又は全部を利用停止しない旨を決定するに当たっては、個人情報担当課及び利用停止担当課室並びに必要に応じて陸上、海上及び航空の各幕僚監部情報公開・個人情報保護室と調整した上で、別紙様式第20に不開示情報が記録されている部分に明認を施した利用停

止請求に係る保有個人情報の写し（秘密文書の場合は不開示部分を区分して除いた保有個人情報の写し、全部開示の場合は利用停止請求に係る保有個人情報の写し）2部を付して個人情報保護担当課長に送付するものとする。

2 前項において、当該事案に係る部署の同意を得る場合は、行政文書の管理に関する達第22条の規定により、同時合議を実施するものとする。

（利用停止・利用不停止意見の上申）

第35条 訓令第47条第1項に規定する防衛大臣に対する上申事務は、前条において送付された利用停止担当者の利用停止・利用不停止意見に基づき、個人情報保護担当課が実施するものとする。

2 前項による上申は、訓令第51条第1項に規定する場合には別紙様式第21により、訓令第51条第2項に規定する場合には別紙様式第22により送付された保有個人情報の写しを付して上申するものとする。

3 利用停止・利用不停止意見の上申は、利用停止請求に係る保有個人情報特定後2週間以内を標準として実施するものとする。

（利用停止決定等期限の延長等）

第36条 利用停止担当者は、法第102条及び第103条の規定の適用が必要と判断する場合には、個人情報保護担当課に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた個人情報保護担当課は、利用停止担当課室に連絡し、必要な調整を行うものとする。

（利用停止情報の記録作成）

第37条 個人情報保護担当課は、利用停止請求に係る事案に関する記録等を作成し、防衛省個人情報保護室に提出するとともに、適切に保存するものとする。

### 第3節 利用停止の実施

（利用停止の実施）

第38条 個人情報保護担当課は、訓令第47条第2項に規定する通知を防衛省個人情報保護室から受領した場合は、その写しを利用停止担当者へ送付するものとする。

2 前項の送付を受けた利用停止担当者は、送付内容に基づき、利用停止を実施するものとする。

### 第4章の2 行政機関等匿名加工情報の提供

（提案説明等の求め）

第38条の2 個人情報保護担当課は、訓令第53条の3に規定する通知を防衛省個人情報保護室から受領した場合において、行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案をした者に対し説明又は訂正を求める必要があると認める場合には、適宜の様式で防衛省個人情報保護室に提案をした者に対する説明又は訂正の求めを依頼するものとする。

（事務指定）

第38条の3 個人情報保護担当課は、防衛省個人情報保護室から行政機関等匿名加工情報の提供について事務の指定を受けた場合には、速やかに提案の対象とな

る個人情報ファイルを管理している部署の長を提供担当者として指定し、その旨を防衛省個人情報保護室に通知するものとする。

(指定後の事務)

第38条の4 提供担当者は、速やかに提案の対象となる個人情報ファイルの写しを個人情報保護担当課及び提供担当課室へ提出するものとする。

2 提供担当者は、法第112条の基準に適合するか提供担当課室と協議の上、その結果を個人情報保護担当課へ通知するものとする。

3 個人情報保護担当課は、前項により通知を受けた場合は、防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。

(第三者意見聴取)

第38条の5 提供担当者は、提案の対象となる個人情報ファイルが法第86条の規定に照らし、第三者に対して意見提出の機会を与える必要があると判断した場合には、提供担当課室と協議の上、個人情報保護担当課に通知するものとする。

2 前項による通知を受けた個人情報保護担当課は、その内容を防衛省個人情報保護室に通知するものとする。

第5章 雑則

(秘密文書の取扱い)

第39条 保有個人情報業務に従事する必要最小限の職員及び職務上の上級者は、特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第2条第3項第4号及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第3項第4号の規定に基づき、当該秘密文書を取り扱うことができる。

(委任規定)

第40条 この達の実施に関し必要な事項は、統合幕僚学校にあっては統合幕僚学校長が、自衛隊サイバー防衛隊にあっては自衛隊サイバー防衛隊司令が定めることができる。

附 則

この達は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第1（第8条関係）

発簡番号  
発簡年月日

（開示担当者）

殿

（個人情報保護担当課長）

開示請求に係る保有個人情報の特定について（依頼）

令和 年 月 日付け請求受付番号： の開示請求に係る保有個人情報を特定されたく依頼する。

添付書類：開示請求書の写し

別紙様式第2（第8条関係）

発簡番号  
発簡年月日

（個人情報保護担当課長）  
殿

（開示担当者）

開示請求に係る保有個人情報の特定について（通知）

令和 年 月 日付け請求受付番号： の開示請求に係る保有個人情報について、下記のとおり特定したので通知する。

記

- 1 保有個人情報の件名等
  - (1) 件名
  - (2) 発簡番号
  - (3) 取扱区分
  - (4) 枚数（部数）
- 2 関係すると思われる部署
- 3 実務担当者氏名及び電話番号

別紙様式第3（第8条関係）

発簡番号  
発簡年月日

（個人情報保護担当課長）  
殿

（開示担当者）

開示請求に係る保有個人情報の不存在について（通知）

令和 年 月 日付け請求受付番号：            の開示請求に係る保有個人情報について、下記のとおり通知する。

記

- 1 請求のあった保有個人情報の名称
- 2 保有個人情報の存否
- 3 保有個人情報がかつて存在していた場合の廃棄年月日
- 4 その他

別紙様式第4（第9条関係）

発簡番号

発簡年月日

（開示担当者）

殿

（個人情報保護担当課長）

開示請求に係る保有個人情報の開示決定等の事務について（通知）

令和 年 月 日付け請求受付番号： の開示請求に係る保有個人情報の開示決定等の事務について、下記のとおり指定したので通知する。

記

1 開示担当者

（内局開示担当課室： ）

2 開示・不開示意見及び開示資料送付期限

別紙様式第5（第12条関係）

発簡番号

発簡年月日

殿

（個人情報保護担当課長）

開示請求に係る保有個人情報の移送の協議について（通知）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第21条第1項の規定により、別添のとおり移送の協議を受けたので通知する。

記

- 1 請求受付番号
- 2 保有個人情報の件名又は内容
- 3 個人情報保護担当課の担当者氏名及び電話番号
- 4 その他

添付書類：移送協議書

別紙様式第6（第13条関係）

発簡番号

発簡年月日

（個人情報保護担当課長）  
殿

（開示担当者）

意見聴取の必要な第三者に関する保有個人情報について（通知）

令和 年 月 日付けで開示請求に係る保有個人情報に記録されている  
第三者に関する情報について、下記のとおり通知する。

記

請求受付番号	
開示請求のあった保有個人情報の名称	
聴取を行うべき第三者の氏名及び所在地	
保有個人情報に記録されている第三者に関する情報の内容	

別紙様式第7（第14条関係）

発簡番号

発簡年月日

（個人情報保護担当課長）  
殿

（開示担当者）

開示請求に係る保有個人情報の開示・不開示判断の意見について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

請求受付番号	
開示請求のあった保有個人情報の名称	
開示等意見	全部開示      部分開示      不開示
不開示とした部分及びその理由 （部分開示の場合）	1 不開示とした部分  2 その理由
不開示とした理由 （不開示の場合）	

別紙様式第8（第15条関係）

発簡番号

発簡年月日

防衛大臣 殿  
（開示担当課室長気付）

統合幕僚長  
（公印省略）

開示請求に係る保有個人情報の開示開示（部分開示）に関する意見  
について（上申）

防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり上申する。

記

- 1 請求受付番号
- 2 特定した保有個人情報の名称
- 3 不開示とした部分とその理由

添付書類：

別紙様式第9（第15条関係）

発簡番号

発簡年月日

防衛大臣 殿

（開示担当課室長気付）

統合幕僚長

（公印省略）

開示請求に係る保有個人情報の不開示に関する意見について（上申）

防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり上申する。

記

- 1 請求受付番号
- 2 特定した保有個人情報の名称
- 3 不開示とした理由

添付書類：

別紙様式第10（第20条関係）

発簡番号

発簡年月日

（訂正担当者）

殿

（個人情報保護担当課長）

訂正請求に係る保有個人情報の特定について（依頼）

令和 年 月 日付け請求受付番号：  
保有個人情報を特定されたく依頼する。

の訂正請求に係る

添付書類：訂正請求書の写し

別紙様式第11（第20条関係）

発簡番号

発簡年月日

（個人情報保護担当課長）

殿

（訂正担当者）

訂正請求に係る保有個人情報の特定について（通知）

令和 年 月 日付け請求受付番号： の訂正請求に係る  
保有個人情報について、下記のとおり特定したので通知する。

記

1 保有個人情報の件名等

- (1) 件名
- (2) 発簡番号
- (3) 取扱区分
- (4) 枚数（部数）

2 関係すると思われる部署

3 実務担当者氏名及び電話番号

別紙様式第12（第21条関係）

発簡番号

発簡年月日

（訂正担当者）

殿

（個人情報保護担当課長）

訂正請求に係る保有個人情報の訂正決定等の事務について（通知）

令和 年 月 日付け請求受付番号： の訂正請求に係る保有  
個人情報の訂正決定等の事務について、下記のとおり指定したので通知する。

記

1 訂正担当者

（内局訂正担当課室： ）

2 訂正・不訂正意見及び訂正資料送付期限

別紙様式第13（第24条関係）

発簡番号

発簡年月日

殿

（個人情報保護担当課長）

訂正請求に係る保有個人情報の移送協議について（通知）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第33条第1項の規定により、別添のとおり移送の協議を受けたので通知する。

添付書類：移送協議書

別紙様式第14（第25条関係）

発簡番号

発簡年月日

（個人情報保護担当課長）

殿

（訂正担当者）

訂正請求に係る保有個人情報の訂正・不訂正判断の意見について  
（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

請求受付番号	
訂正請求のあった保有個人情報の名称	
訂正等意見	全部訂正 部分訂正 不訂正
不訂正とした部分及びその理由 （部分訂正の場合）	1 不訂正とした部分 2 その理由
不訂正とした理由 （不訂正の場合）	

別紙様式第15（第26条関係）

発簡番号

発簡年月日

防衛大臣 殿

（訂正担当課室長 気付）

統合幕僚長

（公印省略）

訂正請求に係る保有個人情報の訂正（部分訂正）に関する意見について（上申）

防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり上申する。

#### 記

- 1 請求受付番号
- 2 特定した保有個人情報の名称
- 3 不訂正とした部分とその理由

添付書類：

別紙様式第16（第26条関係）

発簡番号

発簡年月日

防衛大臣 殿

（訂正担当課室長 気付）

統合幕僚長

（公印省略）

訂正請求に係る保有個人情報の不開示に関する意見について（上申）

防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり上申する。

#### 記

- 1 請求受付番号
- 2 特定した保有個人情報の名称
- 3 不訂正とした理由

添付書類：

別紙様式第17（第31条関係）

発簡番号

発簡年月日

（利用停止担当者）

殿

（個人情報保護担当課長）

利用停止請求に係る保有個人情報の特定について（依頼）

令和 年 月 日付け請求受付番号： の利用停止請求に係る  
保有個人情報を特定されたく依頼する。

添付書類：利用停止請求書の写し

別紙様式第18（第31条関係）

発簡番号

発簡年月日

（個人情報保護担当課長）

殿

（利用停止担当者）

利用停止請求に係る保有個人情報の特定について（通知）

令和 年 月 日付け請求受付番号： の利用停止請求に係る保有個人情報について、下記のとおり特定したので通知する。

記

- 1 保有個人情報の件名等
  - (1) 件名
  - (2) 発簡番号
  - (3) 取扱区分
  - (4) 枚数（部数）
- 2 関係すると思われる部署
- 3 実務担当者氏名及び電話番号

別紙様式第19（第32条関係）

発簡番号

発簡年月日

（利用停止担当者）

殿

（個人情報保護担当課長）

利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止決定等の事務について  
（通知）

令和 年 月 日付け請求受付番号： の利用停止請求に係る保有個人  
情報の利用停止決定等の事務について、下記のとおり指定したので通知する。

記

1 利用停止担当者

（内局利用停止担当課室： ）

2 利用停止・利用不停止意見及び利用停止資料送付期限

別紙様式第20（第34条関係）

発簡番号

発簡年月日

（個人情報保護担当課長）

殿

（利用停止担当者）

利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止・利用不停止判断の意見について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

請求受付番号	
利用停止請求のあった保有個人情報の名称	
利用停止等意見	全部利用停止    部分利用停止    利用不停止
利用不停止とした部分及びその理由 (部分利用停止の場合)	1 利用不停止とした部分  2 その理由
利用不停止とした理由 (利用不停止の場合)	

別紙様式第21（第35条関係）

発簡番号

発簡年月日

防衛大臣 殿

（利用停止担当課室長気付）

統合幕僚長

（公印省略）

利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止（部分利用停止）に関する意見について（上申）

防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第47条第1項の規定に基づき、下記のとおり上申する。

記

- 1 請求受付番号
- 2 特定した保有個人情報の名称
- 3 利用不停止とした部分とその理由

添付書類：

別紙様式第22（第35条関係）

発簡番号

発簡年月日

防衛大臣 殿

（利用停止担当課室長気付）

統合幕僚長

（公印省略）

利用停止請求に係る保有個人情報の利用不停止に関する意見について（上申）

防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第47条第1項の規定に基づき、下記のとおり上申する。

記

- 1 請求受付番号
- 2 特定した保有個人情報の名称
- 3 利用不停止とした理由

添付書類：